

副本

令和6年（ネ）第453号 国家賠償請求控訴事件







控訴人兼被控訴人（一審被告） 東京都

被控訴人兼控訴人（一審原告） 大川原化工機株式会社 外5名

証拠説明書（11）

令和6年7月23日

東京高等裁判所第14民事部イ（二）C係 御中

控訴人兼被控訴人（一審被告）東京都指定代理人	大	塚	啓	
同	秦	野	大	
同	寺	本	孝	
同	嶺		翔	
同	布	川	尚	
同	小	野	寺	

(注) 略語等の記載は、一審被告都の従前の例による。

号証	標目(原本・写しの別)	作成年月日等	作成者等	立証趣旨
乙100	供述調書 [REDACTED]	乳 R2. 5. 18	外事一課員	一審原告島田が、C I P機能付きでない噴霧乾燥器について、本件要件ハに該当する可能性を懸念するメールを[REDACTED]らに送信していたこと
乙101	翻訳結果報告書 (本社 第174号物件 仕様書等)	乳 R1. 10. 17	同上	一審原告会社が、細菌の発生等を避けるためのC I P (定置した状態でのクリーニング) 機能が設置されている噴霧乾燥器を本件要件ハに該当しない (殺菌できない) 噴霧乾燥器と判断して輸出していたこと
乙102	輸出貿易管理令別表第1項目別対比表 (該非判定用)	乳 H27. 7. 13 (発行日)	一審原告会社の [REDACTED]	同上
乙103	陳述書	麻 R6. 7. 10	[REDACTED] 巡査部長	本件コメントを記載した経緯等
乙104	捜査メモ	乳 H30. 3. 12	外事一課員	外事一課員が、平成30年3月12日に [REDACTED] から聴取した内容 [REDACTED] は、「サイクロンの構造上、熱風が下まで行かないようになっている。風量の渦巻く勢いと粉体の重さで粉体が下に落ちていくように設計され

					ている。粉体製造業者は、粉になるべく熱が当たらないようにしたいので、器械製造業者も粉体製造業者の意に沿った設計になっている。」と述べていたこと等
乙105	取調べメモ	乳	H31. 2. 14	外事一課員	外事一課員が、平成31年2月14日に亡相嶋から聴取した内容 亡相嶋が、「バグフィルタ、ファンもあるわけですから、出口温度ってのは大体80度から140度、だけど製品そのものはもっと低い、全てをその温度にするわけではなくて、それは空気の温度であって壁面の温度ではないから 20度くらい違う」と供述していたこと等